

箕 面 市 立 西 南 図 書 館

清 掃 業 務 委 託 仕 様 書

清掃業務委託

本仕様書は、箕面市立西南図書館（以下「図書館」という。）及び当該敷地内の清掃業務の大要を示すもので、その他軽微なものについては、本書に記載なき事項であっても、甲が美観上または、建物管理上必要と認めた作業は、乙は実施しなければならない。

1. 業務期間

契約期間と同じ

2. 履行場所

箕面市立西南図書館 箕面市半町四丁目6番39号及び当該敷地内

3. 従事者

(1) 現場責任者

乙は、現場責任者をおき、現場責任者は、他の清掃従事者を管理し、業務指揮監督、人事管理並びに図書館との連絡を行い、清掃業務の完全遂行に従事する。

(2) 清掃業務従事者

一般日常業務に従事する。清掃業務の完全遂行に必要なかつ十分な人数で従事する。

4. 就業時間

(1) 午前8時から午後4時まで常駐とする。ただし、休息時間は、労働基準法及び関連法令に基づいて、設けなければならない。

(2) 清掃休業日は、毎月曜日（国民の祝日・休日を除く）及び年末年始（12月29日から1月3日まで）とする。

(3) 繁忙時または、緊急時に甲の要請があれば、甲・乙協議の上、業務に従事するものとする。

5. 業務内容

(1) 日常清掃は、毎日実施する。

(2) 定期清掃は別紙のとおりとし、利用者に十分注意を払い、甲と協議の上、日時を設定し実施するものとする。

(3) 清掃業務は、別紙の清掃作業基準表により、その区域は、図書館建物外部の緑地部分を除き、別図のとおりとする。

(4) プレイロット等の清掃は、毎日1回実施すること。その他の植樹帯の清掃日については、甲と協議の上、決定するものとし、清掃にあたっては、ゴミを疎漏なく集め、指定箇所に運搬し、燃性ゴミと不燃性ゴミに分別を行い、指定方法により、処理すること。また、植樹帯の落葉、落枝等は、そのまま堆積させて、土に還元させるよう努めること。

- (5) 毎日植栽への散水を適宜実施する。(約 200 m²)
- (6) 清掃業務において、発火性・引火性危険物を使用するとき、または、図書館に影響のある場合は、事前に甲に届けて承認を得なければならない。
- (7) 清掃業務に細心の注意を払い、図書館の建物、物品等に損害を与えないよう努めること。万一損害を与えた場合は、直ちに甲に連絡し、その指示に従わねばならない。
- (8) 現場責任者が不在のときに、代行者を定め、あらかじめ甲に届けるものとする。
- (9) 現場責任者は、日常清掃は毎日、定期業務は実施日に、業務日報に必要事項を漏れなく記入し、甲に報告するものとする。
- (10) 月間及び年間における業務予定表を作成し、甲の承認を受けること。

6. 経費の負担

- (1) 清掃業務に要する器具及び消耗品（トイレットペーパー・液体石鹸・ワックス・市指定ゴミ袋・トイレ芳香剤等）及び使用機器・道具（掃除機・ダストモップ・毛ブラシ等）は、乙の負担とする。なお、清掃機具及び使用材料は、作業内容・建築材料に適したものでなければならない。
現行参考）トイレットペーパー約 1200 巻、石けん液約 30ℓ、芳香剤約 810 個(年間)、ゴミ袋 1 日 1 枚程度
- (2) 清掃業務に必要な電気・ガス・水道及び清掃業務従事者控室は、甲が無償で使用させるものとする。

7. その他

- (1) 清掃業務従事者の作業服は、乙が貸与し、従事者はそれを業務中は必ず着用しなければならない。
- (2) 清掃業務に発生した事故は、一切、乙の負担とする。
- (3) 図書館における秘密は勿論のこと、業務上知り得た事柄は、一切外部に漏らしてはならない。清掃業務従事者の退職後にあっても同様とする。
- (4) この仕様書に記載のないものについては、甲・乙協議のうえ、別に定めるものとする。

朗読室	タイルカーペット	11.47	1								1	1						3	3	1			2	1		
事務室	タイルカーペット	73.54	1	1	1	1	1				1	1						3	3	1	1		1	1		
休憩室	長尺ビニル床シート	20.53	1							1	1	1								1			2	1		
A階段	ビニル床タイル	26.03	1									1								1						
E V	ビニル床タイル	6.17	1																	1						
P S等	防塵塗床	13.01	1																	1						
ゴミ置場			1																			1				
玄関前屋外階段	インターロッキング												1							2						
B F 自家発室	アクリル樹脂系塗床	46.55	1 M																	1						
電気室	アクリル樹脂系塗床	92.66	1 M																	1						
E V機械室	アクリル樹脂系塗床	20.36	1 M																	1						
E Vホール	磁器質タイル貼	39.14	1				1 M					1										1			1 M	
倉庫（1）	アクリル樹脂系塗床	8.33	1 W																	1						
倉庫（2）	アクリル樹脂系塗床	22.02	1 W																	1						
駐車場・車路側溝	無溶エポキシ樹脂系塗床	1126.08	1																	2			2		1 M	
泡消火室	アクリル樹脂系塗床	22.34	1 M																			1				
A階段	アクリル樹脂系塗床	24.29	1																			1			2 Y	
E V	ビニル床タイル	6.17	1			1																1				
P S等	防塵塗床	4.84	1 Y																	1			1			
屋外階段		22.12	1																	1			1			

別紙

おおむね第一月曜日実施

No.	作業項目	回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	床洗浄	12回／年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	ワックス清掃	4回／年		○			○			○			○	
3	ドライメンテ	8回／年	○		○	○		○	○		○	○	○	○
4	ジュータンクリーニング	3回／年	○					○				○	○	
5	ガラス清掃	3回／年			○				○				○	
6	照明器具清掃	1回／年									○		○	
7	ロールスクリーン清掃	12回／年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8	壁天井煤払い・空調吹出口清掃	2回／年				○						○		
9	駐車場洗浄等	2回／年				○						○		

留意点

ビニル床タイル・長尺ビニル床シート	備品等を移動させ、表面の汚れを除去した後、樹脂ワックスを塗布すること。
タイルカーペット	備品等を移動させ、掃除機等により織目のほこりを除去した後、スチーム洗浄を行い、スリーパーまたは掃除機で毛並みを揃えること。
磁器質タイル	洗剤、ブラシまたはポリッシャーを用い、目地の汚れ、付着物を落とすこと。
エポキシ樹脂系塗	モップにより水拭きを行うこと。
フローリング	備品等を移動させ、表面の汚れを除去した後、樹脂ワックスを塗布すること。
窓ガラス	雨天の日を避け、昼間に両面磨き作業を行うこと。作業にあたっては、執務車の妨げにならないように注意するとともに、労働安全衛生規則を守り、作業員の安全に万全を期すこと。
照明器具	洗剤液を用いて、蛍光管、反射板等をぞうきんで拭くこと。2人一組となって、作業を能率的かつ安全に行うこと。
ブラインド・ロールスクリーン	スラット等を傷めないよう注意すること。
空調吹き出し・吸い込み口	吹き出し口、吸い込み口のガラリ、金網等を取り外し、洗剤液で新井、取り外しができないものはぞうきんを用いて拭くこと。
グリストラップ	内部の汚れ、異物を除去し、衛生害虫等が発生しないように清掃を行うこと。汚物は受託者の責任において処分すること。

